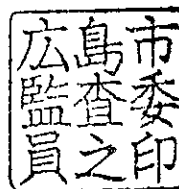


広島市監査公表第 9 号

平成 16 年 5 月 14 日

広島市監査委員 中岡隆志
同 野曾原悦子
同 谷川正徳
同 熊本憲三



包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

1 道路交通局用地部における用地買収事務の執行状況（視察結果報告書の作成）について

(1) 対象部局（課） 道路交通局用地部

(2) 監査結果公表年月日 平成15年2月14日（広島市監査公表第5号）

(3) 包括外部監査人 笠原 壽太郎

(4) 監査結果に対する措置状況通知年月日 平成16年3月24日

(5) 監査結果（指摘事項）及び措置内容

ア 監査の結果（指摘事項）

事業用代替地については、最低年1回用地部担当者によって視察を行っているとのことです。用地部担当者によると、視察実施時にすべての事業用代替地についてフェンスの補修の要否、除草の要否を記載する資料を持参し、それに基づいて視察を行うとのことです。しかし、視察の包括的年間計画及び個々の視察実施結果の報告書は作成されておらず、年間計画資料も保管対象とされていません。

視察の包括的年間計画及び個々の視察実施結果の報告書を作成し、一定の期間保

管し、網羅的、適切な視察を実施していることを確かめる必要があります。

イ 措置内容

平成15年度から、年間の「事業用代替地現況調査計画表」及び「事業用代替地現況調査表」を新たに作成し、計画的かつ網羅的で適切な調査を実施することとした。

また、「事業用代替地現況調査計画表」及び「事業用代替地現況調査表」は、5年間保管することとした。